

6 西富士猟区の維持管理に関する事務の委託

(1) 概要

狩猟鳥獣の適正な生息数の確保・安全な狩猟の実施のために、一定の区域で狩猟者数の制限や狩猟の管理を行う区域。管理者（富士宮市）が知事の認可を受け設定する。

(2) 委託者 富士宮市

(3) 委託先 東京都豊島区巣鴨 1 丁目 29 番 1 号
一般社団法人 全日本狩猟倶楽部 会長 天田 満明

(4) 委託期間 令和 5 年 11 月 1 日から
令和 15 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(5) 委託内容

- ア 入猟者の案内に関する事務
- イ 猟区内の監視に関する事務
- ウ 入猟承認料徴収に関する事務
- エ 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事務
- オ 狩猟鳥獣の人工繁殖又は、放鳥獣に関する事務
- カ 狩猟鳥獣の飼育に関する事務

(6) 諮問理由

本地区は、昭和 38 年から長年にわたり猟区として設定され、その間、猟区の維持管理については一般社団法人全日本狩猟倶楽部（以下、全猟という。）が担ってきた。

全猟は、維持管理において、開猟にあたっては入猟者への案内人の手配、巡視員による猟区の監視、入猟承認料の徴収事務を担い、また、放鳥や給水・給餌施設の設置等により、キジ等の保護、繁殖を行ってきた。

全猟は猟区の維持管理に関するノウハウを有しており、またこれまでのところ管理についてトラブル等は発生しておらず、維持管理の状況は良好である。

加えて、全猟に委託することで、隣接する木柄猟区と共に一体とした維持管理を行うことにより、西富士猟区の魅力を高めることができる。

適切に猟区を運営するため、富士宮市が猟区の維持・管理事務を引き続き全猟に委託することについて諮問する。

7 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定並びに猟区の維持管理に関する事務の委託の事務処理（案）

（1）審議会での審議

静岡県環境審議会（第1回）へ諮問（6月2日）

鳥獣保護管理部会での審議（7月）

※猟区の維持管理に関する事務の委託は部会専決

静岡県環境審議会（第2回）から答申（9月）

（2）県公報による告示

名称、区域、存続期間等の告示（10月末まで）

（3）環境省への届出

静岡県環境審議会への諮問書(注)及び環境審議会の答申(注)

諮問事項

鳥獣保護区等の指定

環境局 自然保護課

富国発達の環境観—しずおか
ふじのくに

説明内容

- 1 鳥獣保護区等の概要
- 2 諮問事項
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の再指定
 - (2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定
 - (3) 鳥獣保護区の指定(区域変更)
 - (4) 猟区の維持管理に関する事務の再委託
- 3 今後のスケジュール

富国発達の環境観—しずおか
ふじのくに

1 静岡県における鳥獣保護区等の指定状況 (R5. 4)

種類	概要	県内設置数 (今回諮問)
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図る必要があると認める区域	111箇所 (1箇所)
鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護区内で、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域 (工作物の設置・立木の伐採等が制限される)	4箇所 (1箇所)
狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	鳥獣の保護と農林業被害対策としての捕獲を両立させる区域 (イノシシ、ニホンジカ等の加害獣の狩猟は認める)	4箇所 (3箇所)
特定猟具(銃) 使用禁止区域	危険の予防並びに静穏の保持のため、特定猟具(銃)を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域	104箇所
指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)	鳥獣保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(鉛製散弾の使用)を禁止する区域	1箇所
猟区	放鳥獣等により狩猟鳥獣の保護繁殖を図る一方、入猟者数、入猟日、捕獲鳥獣等の制限を行う区域	1箇所 (1箇所)

農林畜産の環境部 - しずおか
ふじのくに

3

鳥獣保護に関する区域等の区分

区分	鳥獣保護区 (特別保護地区)	狩猟鳥獣 捕獲禁止区域	特定猟具(銃) 使用禁止区域	指定猟法 禁止区域	猟区	左記以外
目的	鳥獣の保護	鳥獣の保護	銃猟の禁止 危険の予防 静穏の保持	鳥獣の保護 (鉛中毒の防止)	鳥獣の保護	—
指定期間	原則10年	3年程度	原則10年	無期限	原則10年	—
捕獲が 行える 期間	禁止	猟期3か月 (11月15日 ～2月15日)	猟期3か月 (11月15日 ～2月15日)	猟期3か月 (11月15日 ～2月15日)	管理者が設 定した開猟日	猟期3か月 (11月15日 ～2月15日)
狩猟 (狩猟鳥獣 が対象)	×	△ (特定の狩猟鳥獣 (イノシシ、ニホン ジカ)のみ狩猟 可)	○	○	△ (管理者が設定 した狩猟鳥獣の み狩猟可)	○
地形改変等 行為	(特別保護地区) 工作物の設置、伐 採等を制限	—	—	—	—	—

農林畜産の環境部 - しずおか
ふじのくに

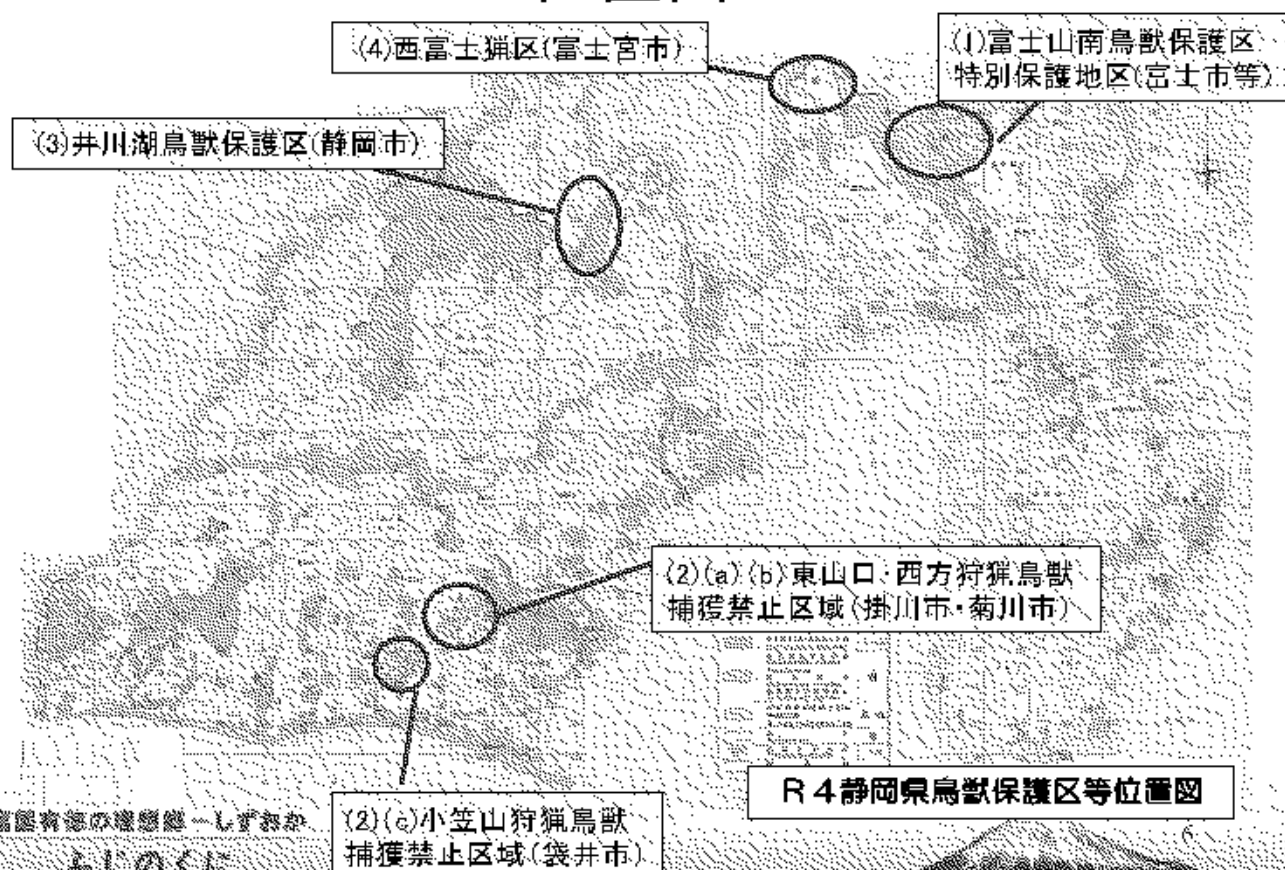
4

2 諮問事項

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定
富士山南鳥獣保護区特別保護地区【再指定】
(富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町)
- (2) 狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域の指定
 - (a) 東山口地区(掛川市)
 - (b) 西方地区(菊川市)
 - (c) 小笠山地区(袋井市)【再指定】
- (3) 鳥獣保護区の指定
井川湖鳥獣保護区の指定【区域変更を伴う期間更新】
- (4) 猟区の維持管理に関する事務委託
西富士猟区(富士宮市)【再委託】

鳥獣保護の環境図 - しずおか
ふじのくに

位置図



鳥獣保護の環境図 - しずおか
ふじのくに

2(1)鳥獣保護区特別保護地区の指定 富士山南鳥獣保護区特別保護地区【再指定】

指定区分：大規模生息地

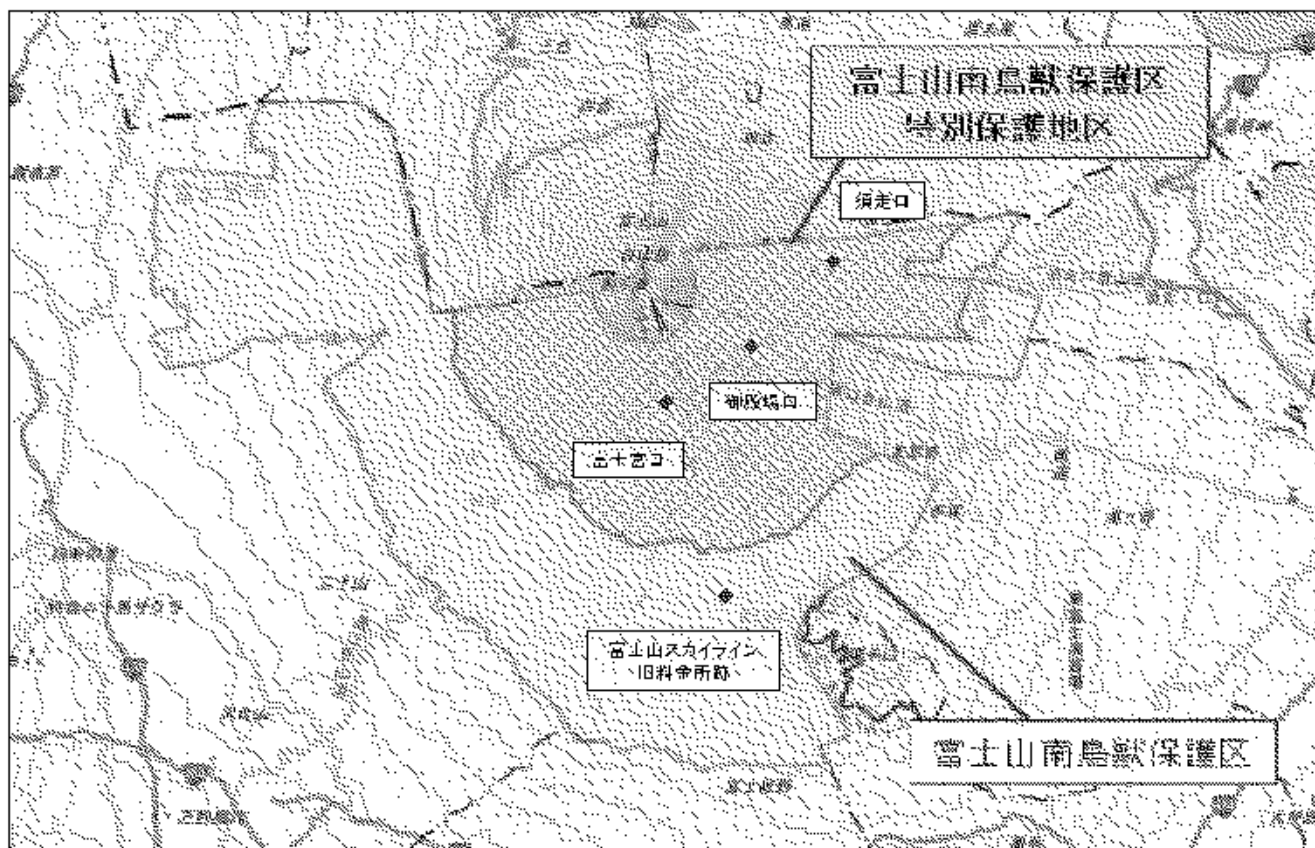
位 置：富士市、富士宮市、御殿場市、
裾野市、駿東郡小山町

面 積：4,331ha

存続期間：令和5年11月1日から
令和15年10月31日まで（10年間）

※昭和48年に鳥獣保護区特別保護地区に指定され、以降、
10年ごとに再指定している。

富士山の環境保—しずおか
ふじのくに



富士山の環境保—しずおか
ふじのくに